

秋田県公報

目次

ページ

告示

自衛官の募集期間(三九六・総務課)……………1

自衛官採用試験の試験期日等(三九七・総務課)……………1

生活保護法による指定介護機関の変更(三九八・三九九・福祉政策課)……………2

農業振興地域の指定の一部改正(四〇〇・農林政策課)……………3

特定計量器定期検査の実施(四〇一・計量検定所)……………3

基本測量終了の通知(四〇二・建設管理課)……………4

都市計画の決定及び都市計画の図書の縦覧(四〇三・四〇四・都市計画課)……………4

都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(四〇五・四〇六・都市計画課)……………5

商港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリナー港区及び修景厚生港区の区域の一部改正(四〇七・港湾空港課)……………5

保育士試験に係る指定試験機関の指定(四〇八・幼保推進課)……………6

公告

土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)……………6

土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)……………6

土地改良区の役員退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)……………6

市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(仙北地域振興局農林部)……………7

土地改良区の役員退任及び就任の届出(雄勝地域振興局農林部)……………7

土地改良区の定款変更の認可(雄勝地域振興局農林部)……………7

物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)……………7

教育委員会規則

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則(一〇・義務教育課)……………8

告示

教育委員会告示
教育委員会会議の開催(七)……………13

秋田県告示第三百九十六号

平成十六年度第一回二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び百十八条の規定に基づき、告示する。

平成十六年四月三十日

秋田県知事 寺田典城

募集期間

平成十六年五月一日から平成十六年六月十一日まで

秋田県告示第三百九十七号

平成十六年度第一回二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日及び試験場を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百七条第一項及び百十八条の規定に基づき、告示する。

平成十六年四月三十日

秋田県知事 寺田典城

試験期日	試験		募集地域
	名称	位置	
受付時に指定する日	自衛隊秋田地方連絡部	秋田市山王四丁目三番三十四号	秋田県全域
	陸上自衛隊秋田駐屯地	秋田市寺内字將軍野一番地	
受付時に指定する日	自衛隊秋田地方連絡部大館出張所	大館市赤館町三番三番三番	大館市、鹿角市、北秋田郡
	自衛隊秋田地方連絡部能代募集事務所	能代市花園町二十番二十二号	
受付時に指定する日	自衛隊秋田地方連絡部秋田募集案内所	秋田市茨島二丁目八番二十四号	秋田市、男鹿市、南秋田郡、河辺郡
	自衛隊秋田地方連絡部本荘募集事務所	本荘市出戸町字給人町七番三番三番	
受付時に指定する日	自衛隊秋田地方連絡部本荘募集事務所	本荘市出戸町字給人町七番三番三番	本荘市、由利郡
	自衛隊秋田地方連絡部本荘募集事務所	本荘市出戸町字給人町七番三番三番	

秋田県告示第三百九十八号

自衛隊秋田地方連絡部 大曲募集事務所	大曲市田町二十一番五号	大曲市、仙北郡
自衛隊秋田地方連絡部 横手募集事務所	横手市横手町字上真山百九十五号	大曲市、湯沢市、平鹿郡、雄勝郡

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項 (名称・所在地)	サービスの種類	変 更 年 月 日	
			変 更 前	変 更 後		
大曲デイサービスセンター いえみのくち	社会福祉法人県南ふくし会 理事長	大曲市飯田字堰東百七十六番地	大曲市飯田字堰東百七十六番地	大曲市飯田字堰東百八十二番地一	通所介護	平成十五年四月一日

秋田県告示第三百九十九号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十六年四月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十六年四月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項 (名称・所在地)	サービスの種類	変 更 年 月 日	
			変 更 前	変 更 後		
大曲デイサービスセンター いえみのくち	社会福祉法人県南ふくし会 理事長	大曲市飯田字堰東百八十二番地一	大曲市デイサービスセンター いえみのくち	フレンドイ大曲	通所介護	平成十六年三月四日

特別養護老人ホーム
寿園
特別養護老人ホーム
もれびの杜

介護老人福祉施

秋田県告示第四百号

農業振興地域の指定（昭和四十六年秋田県告示第九号）の一部を次のように改正する。

平成十六年四月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

表秋田農業振興地域の項中「又は紫色」を「、紫色又は薄茶色」に改める。
（表示手段用平面図は、登載を省略し、農林水産部農林政策課及び秋田地域振興局農林部並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第四百一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十六年四月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 検査を行う区域、対象となる特定計量器、期日、時間及び場所

検査区域	検査対象	検査期日	検査時間	検査場所
雄和町	非自動ばかり及び分銅等	平成十六年五月十八日	午前十時から正午まで	雄和町臨時計量器検査所
河辺町	〃	平成十六年五月十八日	午後一時三十分から午後四時まで	河辺町臨時計量器検査所
協和町	〃	平成十六年五月十九日	午前十時三十分から正午まで	協和町臨時計量器検査所

特別養護老人ホーム欣寿園	社会福祉法人県南ふくし会 理事長	大曲市飯田字堰東百七十六番地	大曲市飯田字堰東百七十六番地	大曲市飯田字堰東二百三十五番地	設、短期入所生活介護	平成十六年三月四日
--------------	------------------	----------------	----------------	-----------------	------------	-----------

検査区域	検査対象	検査期日	検査時間	検査場所
南外村	〃	平成十六年五月十九日	午後二時から午後四時まで	南外村臨時計量器検査所
神岡町	〃	平成十六年五月二十日	午前九時三十分から午前十一時三十分まで	神岡町臨時計量器検査所
仙北町	〃	平成十六年五月二十一日	午前十時三十分から午前十一時三十分まで	仙北町臨時計量器検査所
西仙北町	〃	平成十六年五月二十一日	午後一時から午後三時三十分まで	西仙北町臨時計量器検査所
角館町	〃	平成十六年五月二十四日	午後一時から午後四時まで	角館町臨時計量器検査所
田沢湖町	〃	平成十六年五月二十五日	午前十時から正午まで	田沢湖町臨時計量器検査所
西木村	〃	平成十六年五月二十五日	午後一時三十分から午後三時三十分まで	西木村臨時計量器検査所

湯沢市	皆瀬村	稲川町	千畑町	六郷町	仙南村	中仙町	太田町
"	"	"	"	"	"	"	非自動はかり 及び分銅等
平成十六年 六月九日	平成十六年 六月八日	平成十六年 六月三日	平成十六年 五月二十八日	平成十六年 五月二十七日	平成十六年 五月二十七日	平成十六年 五月二十六日	平成十六年 五月二十六日
午後一時から 午後四時まで	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後四時まで	午前十時から 正午まで	午後一時三十 分から 午後四時まで	午前十時から 正午まで	午後一時三十 分から 午後三時三十 分まで	午前十時三十 分から 正午まで
湯沢市臨時計量器 検査所	湯沢市臨時計量器 検査所	皆瀬村臨時計量器 検査所	稲川町臨時計量器 検査所	千畑町臨時計量器 検査所	六郷町臨時計量器 検査所	仙南村臨時計量器 検査所	中仙町臨時計量器 検査所

雄勝町	東成瀬村	羽後町	
"	"	"	
平成十六年 六月三十日	平成十六年 六月十八日	平成十六年 六月十七日	平成十六年 六月十日
午後一時から 午後三時三十 分まで	午前九時から 午前十一時ま で	午後一時から 午後四時三十 分まで	午前九時から 正午まで
雄勝町臨時計量器 検査所	東成瀬村臨時計量 器検査所	羽後町臨時計量器 検査所	

二 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日

平成十六年五月十八日から同年六月三十日まで

三 特定計量器の所在の場所で行う検査を受けようとする者は、三日以上の受検希望期日を選定し、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第二項の規定により、申請すること。

秋田県告示第四百二号

平成十五年秋田県告示第三百四十七号の基本測量について、平成十六年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十六年四月三十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年四月三十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類及び名称
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を決定した土地の区域
横手都市計画区域、大曲都市計画区域、平鹿都市計画区域、西仙北都市計画区域、十文字都市計画区域、角館都市計画区域、増田都市計画区域、田沢湖都市計画区域、湯沢都市計画区域
- 三 都市計画の決定年月日 平成十六年四月三十日

秋田県告示第四百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年四月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 都市計画の種類及び名称
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を決定した土地の区域
秋田都市計画区域
- 三 都市計画の決定年月日 平成十六年四月三十日

秋田県告示第四百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年四月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 都市計画の種類及び名称
秋田都市計画区域分（飯島古道地区）の変更
- 二 都市計画を変更した土地の区域
秋田市飯島字古道下川端
- 三 都市計画の変更年月日 平成十六年四月三十日

秋田県告示第四百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年四月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 都市計画の種類及び名称
秋田都市計画臨港地区（秋田港臨港地区）の変更
- 二 都市計画を変更した土地の区域
秋田市飯島字古道下川端及び字堀川
- 三 都市計画の変更年月日 平成十六年四月三十日

秋田県告示第四百七号

商港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリーナ港区及び修景厚生港区の区域（昭和五十四年秋田県告示第七百六十九号）の一部を次のように改正し、平成十六年四月三十日から施行する。

平成十六年四月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

表秋田港商港区の項中、「秋田市土崎港相染町字大浜一の八」を「秋田市飯島字堀川一一九（図面に赤色で着色した区域に限る。）」、土崎港相染町字大浜一の八に、「二一九の一及び二一九の三」を、「二一九の三、二一九の六、二二四の二、二二六及び二二七」に改め、表秋田港工業港区の項中、「及び二二七の四〇」を、「二二七の四〇、二二九の一、二二九の四、二二九の五、二二九の七から二二九の一〇まで、二二〇の一、二二〇の三、二二〇の四、二二四の一、二二四の三、二二四の四及び二二五の一（図面に青色で着色した区域に限る。）」に改め、表秋田港保安港区の項中「飯島字古道下川端二二七の六、二二七の七、二二九の一から二二九の四まで、」を削り、同項の次に次のように加える。

マリーナ港区	秋田市下新城野字街道端西二四七（修景厚生港区を除く。）及び二四八並びに飯島字堀川一一八（修景厚生港区を除く。）
--------	---

表秋田港修景厚生港区の項中、「区域」の下に、「下新城野字街道端西二三四の

三(図面に緑色で着色した区域に限る。)及び二四七(マリーナ港区を除く。)、飯
 島字堀川八四の一八三、八四の一八七、八四の二二二、八六、一一六の二、一一六の
 三(図面に緑色で着色した区域に限る。)、一一八(マリーナ港区を除く。)及び一
 一九(図面に緑色で着色した区域に限る。)を、「二二七の五〇」の下に、「二
 二〇の二、二二〇の五及び二二三」を加える。

秋田県告示第四百八号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八条の九第一項の規定により、
 次のとおり保育士試験の実施に関する事務を行う指定試験機関を指定したので、児童
 福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十五条の規定に基づき、公示する。
 平成十六年四月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地
 社団法人全国保育士養成協議会

東京都千代田区富士見一丁目二番三十二号 東京ルーテルセンタービル二〇三号

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の
 土地改良区から申請があつた定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三
 項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年四月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大館市二井田真中土地改良区

認可年月日 平成十六年四月二十二日

二 大館市十二所土地改良区

認可年月日 平成十六年四月二十二日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、能代
 北部土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年四月二十一日認可し
 たので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、浅

内南部土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任の届出があつたので、同条第十
 七項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年四月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

能代市中和一丁目十六番二号

浅内字成合五十番地

石丁家下九十八番地

福田上野二百六十二番地

沢辺九十一番地一

福田上野二百七十五番地二

成合下七十四番地

頭無上百十一番地

成合下二十一番地五

成合七十八番地二

大坪七十三番地

二 就任理事の住所及び氏名

能代市中和一丁目十六番二号

浅内字成合五十番地

石丁家下九十八番地

福田上野二百六十二番地

沢辺九十一番地一

福田上野二百七十五番地三

成合下七十四番地

成合下二十一番地五

成合七十八番地二

大坪七十三番地

頭無上百十一番地

三 退任監事の住所及び氏名

能代市浅内字頭無百十番地三

福田上野二百七十一番地

向山百二十八番地一

四 就任監事の住所及び氏名

能代市浅内字向山百二十八番地一

横道三十三番地四

野呂田 芳 成

今 野 肇

佐 藤 繁

野呂田 彰

今 野 高 道

小 川 國 男

今 野 齋

保 坂 鉄 典

今 野 彦 己

今 野 和 義

金 谷 和 美

野呂田 芳 成

今 野 肇

佐 藤 繁

野呂田 彰

今 野 高 道

山 田 義 雄

今 野 齋

今 野 彦 己

今 野 和 義

今 野 和 義

金 谷 和 美

保 坂 鉄 典

保 坂 鉄 典

保 坂 鉄 典

保 坂 鉄 典

野呂田 義 久

今 野 幸 雄

今 野 幸 雄

保 坂 金 広

保 坂 金 広

能代市浅内字福田上野二百七十八番地

野呂田 繁

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、西木村からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年四月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 村営土地改良事業（潟野地区県単小規模土地改良事業（かんがい排水））計画書及び条例の写し
- （二） 縦覧に供すべき書類の名称 村営土地改良事業（何久保地区県単小規模土地改良事業（かんがい排水））計画書及び条例の写し
- 二 縦覧期間 平成十六年五月六日から同年六月二日まで
- 三 縦覧場所 西木村役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、湯沢市岩崎弁天土地改良区から次のとおり役員（の）の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年四月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任監事の住所及び氏名
 - 湯沢市岩崎字松浦十八番地 芳 賀 良 一 郎
 - 成沢字堤端百三十八番地 高 橋 敬 悦
 - 角間字上角間百二十八番地 小 川 幹 男
 - 二井田字道下七十七番地 瀬 川 満 郎
- 二 就任監事の住所及び氏名
 - 湯沢市岩崎字松浦十八番地 芳 賀 良 一 郎
 - 成沢字堤端百三十八番地 高 橋 敬 悦
 - 角間字上角間百二十八番地 小 川 幹 男
 - 二井田字道下七十七番地 瀬 川 満 郎

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区から申請があつた定款及び定款付属書役員選挙規程の変更について、平成十六年四月二十二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年四月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年四月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - （一） 購入物品名及び数量 先天性甲状腺機能低下症等スクリーニングシステム 一式
 - （二） 購入物品の仕様等 購入説明書及び仕様書による。
 - （三） 納入期限 平成十六年七月三十日（金）
 - （四） 納入場所 秋田県衛生科学研究所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - （一） 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - （二） 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - （三） 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - （一） 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - （二） 入札説明書及び仕様書の交付方法 秋田県の出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
- 四 秋田県の休日（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年四月三十日（金）から同年五月十二日（水）までの期間、随時交付する。
- 五 入札執行の日時及び場所 平成十六年五月二十日（木）午後一時三十分 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 六 入札保証金 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他

- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

教育委員会規則

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年四月三十日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

秋田県教育委員会規則第十号

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の定数を定める規則(昭和三十九年秋田県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表

市 町 村 名	学校種別	定 数				
		校長・教員	養護教員	学校栄養職員	事務職員	計
鹿 角 市	小 学 校	126人	10人	1人	10人	147人
	中 学 校	82	5	2	5	94
小 坂 町	小 "	31	3	1	3	38
	中 "	19	1	0	1	21
大 館 市	小 "	194	13	6	13	226
	中 "	129	9	2	8	148
鷹 巣 町	小 "	80	7	2	7	96
	中 "	43	2	1	2	48
比 内 町	小 "	47	5	0	5	57
	中 "	21	1	1	1	24
森 吉 町	小 "	28	3	1	3	35
	中 "	18	1	0	1	20
阿 仁 町	小 "	17	2	0	2	21
	中 "	10	1	1	1	13
田 代 町	小 "	40	5	1	4	50
	中 "	17	1	0	2	20
合 川 町	小 "	35	4	0	4	43
	中 "	15	1	0	1	17
上小阿仁村	小 "	17	2	1	2	22
	中 "	11	1	0	1	13
能 代 市	小 "	171	13	4	13	201
	中 "	99	5	1	5	110
琴 丘 町	小 "	28	3	1	3	35
	中 "	15	1	0	1	17
二 ツ 井 町	小 "	59	6	0	7	72
	中 "	20	1	1	1	23
八 森 町	小 "	25	3	0	3	31
	中 "	14	1	0	1	16
山 本 町	小 "	32	3	1	3	39
	中 "	19	1	0	1	21
藤 里 町	小 "	18	2	1	2	23
	中 "	14	1	0	1	16
八 竜 町	小 "	23	2	1	2	28
	中 "	16	1	0	1	18
峰 浜 村	小 "	23	3	0	2	28
	中 "	12	1	1	1	15

秋 田 市	小 "	827	41	22	42	932
	中 "	535	22	12	24	593
男 鹿 市	小 "	96	9	1	9	115
	中 "	65	4	3	4	76
五 城 目 町	小 "	46	5	1	5	57
	中 "	21	1	1	1	24
昭 和 町	小 "	30	2	1	2	35
	中 "					
八 郎 潟 町	小 "	17	1	1	1	20
	中 "	14	1	0	1	16
飯 田 川 町	小 "	15	1	1	1	18
	中 "					
天 王 町	小 "	79	4	1	4	88
	中 "	44	2	1	2	49
若 美 町	小 "	30	3	1	3	37
	中 "	22	2	0	2	26
井 川 町	小 "	20	1	1	1	23
	中 "	15	1	0	1	17
大 潟 村	小 "	14	1	1	1	17
	中 "	10	1	0	1	12
羽城中学校組合	小 "					
	中 "	24	1	1	1	27
河 辺 町	小 "	38	4	1	5	48
	中 "	25	2	0	2	29
雄 和 町	小 "	35	4	1	4	44
	中 "	24	2	0	2	28
本 荘 市	小 "	139	8	4	9	160
	中 "	82	3	2	5	92
仁 賀 保 町	小 "	48	4	1	4	57
	中 "	32	1	0	1	34
金 浦 町	小 "	14	1	1	1	17
	中 "	13	1	0	1	15
象 潟 町	小 "	43	3	0	3	49
	中 "	24	1	1	1	27
矢 島 町	小 "	16	1	1	1	19
	中 "	16	1	0	1	18
岩 城 町	小 "	23	2	1	2	28
	中 "	13	1	0	1	15

由 利 町	小 "	17	1	1	1	20
	中 "	14	1	0	1	16
大 内 町	小 "	35	3	1	3	42
	中 "	29	2	0	2	33
西 目 町	小 "	17	1	1	1	20
	中 "	16	1	0	1	18
鳥 海 町	小 "	31	3	0	3	37
	中 "	16	1	1	1	19
東 由 利 町	小 "	21	2	0	2	25
	中 "	12	1	1	1	15
大 曲 市	小 "	122	9	3	10	144
	中 "	68	4	0	4	76
神 岡 町	小 "	24	2	1	2	29
	中 "	14	1	0	1	16
西 仙 北 町	小 "	41	4	1	4	50
	中 "	25	2	0	2	29
角 館 町	小 "	54	5	0	5	64
	中 "	25	1	1	1	28
六 郷 町	小 "	27	2	1	2	32
	中 "	14	1	0	1	16
中 仙 町	小 "	46	4	0	4	54
	中 "	25	2	1	2	30
田 沢 湖 町	小 "	35	2	1	2	40
	中 "	26	2	0	2	30
協 和 町	小 "	48	6	1	6	61
	中 "	18	1	0	1	20
太 田 町	小 "	30	3	0	3	36
	中 "	19	1	1	1	22
南 外 村	小 "	20	2	1	2	25
	中 "	12	1	0	1	14
仙 北 町	小 "	25	2	0	2	29
	中 "	15	1	1	1	18
西 木 村	小 "	24	3	1	3	31
	中 "	19	2	0	2	23
千 畑 町	小 "	27	2	1	2	32
	中 "	20	1	0	1	22
仙 南 村	小 "	29	3	0	3	35
	中 "	18	1	1	1	21

横 手 市	小 "	119	7	2	8	136
	中 "	77	5	0	5	87
増 田 町	小 "	23	1	0	1	25
	中 "	17	1	1	1	20
平 鹿 町	小 "	50	4	0	4	58
	中 "	24	1	1	2	28
雄 物 川 町	小 "	46	4	0	4	54
	中 "	20	1	1	1	23
大 森 町	小 "	35	4	1	4	44
	中 "	18	1	0	1	20
十 文 字 町	小 "	49	4	1	4	58
	中 "	32	2	0	2	36
山 内 村	小 "	14	1	1	1	17
	中 "	13	1	0	1	15
大 雄 村	小 "	19	2	0	2	23
	中 "	14	1	1	1	17
湯 沢 市	小 "	128	9	3	9	149
	中 "	73	4	0	4	81
稲 川 町	小 "	43	4	0	4	51
	中 "	19	1	1	1	22
雄 勝 町	小 "	47	5	0	5	57
	中 "	19	1	1	1	22
羽 後 町	小 "	91	9	1	8	109
	中 "	49	3	0	3	55
東 成 瀬 村	小 "	11	1	0	1	13
	中 "	11	1	1	1	14
皆 瀬 村	小 "	20	2	0	2	24
	中 "	11	1	1	1	14

教 育 委 員 会 告 示

- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の県費負担教職員の定数を定める規則の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

秋田県教育委員会告示第七号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十六年四月三十日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

- 一 日時 平成十六年五月七日 午前十時四十分
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件
 - (一) 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案
 - (二) 秋田県産業教育審議会委員の任命について
 - (三) 秋田県社会教育委員の任命について
 - (四) その他

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (082) 8766 FAX (083) 0005
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄